

講義録レポート

講義録コード

06-16-5-101-01

講 座	社会保険労務士	科目①	講 義 編
目標年	2016年合格目標	科目②	労働基準法・労働安全衛生法
コース	速修本科生	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	個別DVD DVD通信 ・ Web通信 ・ 音声DL通信 ・ Web+音声DL通信		

収録日	2015 年	12 月	18 日
講師名	高橋 眞幸 先生	板書 枚数	2 枚 ※レポート 含まず
		補助レジュメ 枚数	9 + 2 枚
		その他 ()	枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●基本テキスト [労働基準法] P. 2 ~ P. 30		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) (労働基準法 基本テキスト・トレーニング)		
	●補助レジュメ (法改正レジュメ + ご案内)	9 + 2 枚	講義録添付 (有・無)
	●その他 ()	枚	講義録添付 (有・無)
備考	*個別DVDの方へ* 正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します) 個別DVD生の皆様：完成済の基本テキストやトレーニング・過去問題集・暗記カード・合格への招待等がございます。受付にて会員証提示の上、お受け取りください。よろしくお願いします。		

社会保険労務士 講義録

コース 講義等

速修本科

科目

労基・安衛

回数

1

配布物

- ★ テ ス ト 類 : []
- ★ その他の配布物 1 : []
- ★ その他の配布物 2 : []

講師

高橋

先生

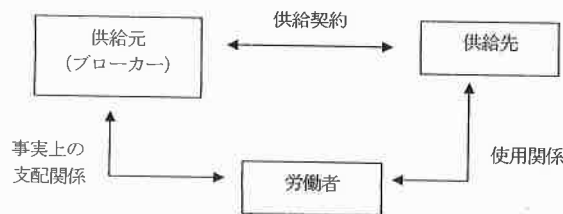
黒 板 内 容

労基・安衛 第1回講義録

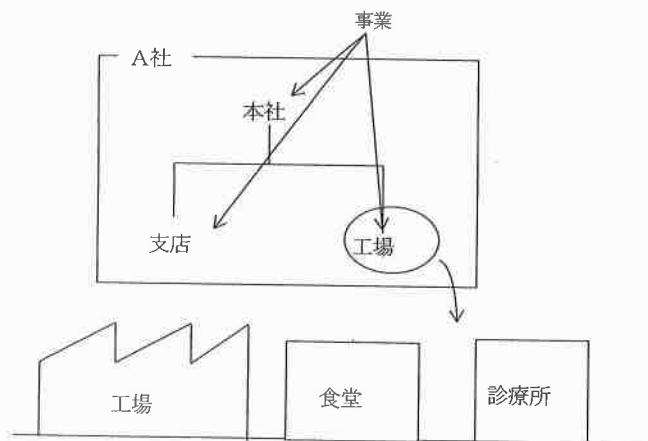
(P2)



(P8)



(P13)



社会保険労務士 講義録

コース
講義等

速修本科

科目

労基・安衛

回数

1

配布物

- ★ テ ス ト 類 : []
- ★ その他の配布物 1 : []
- ★ その他の配布物 2 : []

講師

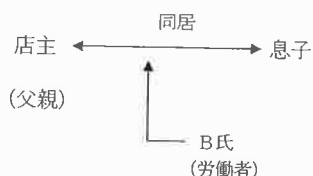
高橋

先生

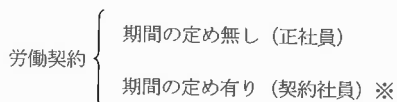
黒 板 内 容

(P14)

A商店



(P25)



※原則：3年以内

例外：・有期事業：事業の全期間

- ① 専門的知識等
- ② 満60歳以上

5年以内

(P29)

(原則) 強制貯金：禁止

(例外) 任意貯金 (社内預金、通帳保管)：規制 (条件付)

- ① 労使協定を締結し届出ること
- ② 貯蓄金管理規程を作成し労働者に周知すること
- ③ 一定の利子をつけること (社内預金の場合)

法改正に伴う基本テキスト等の変更のお願い ～ 基本テキスト(労災・雇用・徴収・健保) ～

行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、基本テキストの一部を以下のように変更させていただきます。該当箇所の改正内容を反映した上で、学習を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、改正に伴い、条文等の番号についても変更すべき箇所はございますが、記載量が膨大になることから、一部を除き、条文等の変更案内は割愛させていただきます。改正につきましては「法改正・労働経済セミナー」等をご活用ください。

【 基本テキスト 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
労災	140	②(1)本文 2行目	60日以内にしなければならない。	<u>3月を経過したときは、することができない。</u>
		②(2)本文 2行目	60日以内にしなければならない。	<u>2月を経過したときは、することができない。</u>
		②(2)本文 3～5行目	また、審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての労働者災害補償保険審査官の決定がないときは、その決定を経ないで、再審査請求をすることができる。	なお、審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての労働者災害補償保険審査官の決定がないときは、 <u>労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなす</u> ことができる。
	141	(4)本文 2～3行目	再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない	<u>審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後</u> でなければ、提起することができない
		(4)本文 4～10行目	ただし書き以降を削除してください。	
	142	図表 9－1	<u>労災 別紙あ</u> に変更してください。	
	143 ～ 144	③全部 (②の前まで)	<u>労災 別紙い</u> に変更してください。	

【 基本テキスト 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	153	(1)本文 2～3行目	60日以内にしなければならない。	<u>3月を経過したときは、することができない。</u>
		(2)本文 2～3行目	60日以内にしなければならない。	<u>2月を経過したときは、することができない。</u>
		(2)本文 4～7行目	また、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。	なお、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、 <u>雇用保険審査官が審査請求を棄却したもののみならず</u> ことができる。
	154	3 本文 5～6行目	再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない	<u>審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ提起することができない</u>
		3 本文 7～14行目	削除してください。	
	155	図表 7-1	雇用 別紙あ に変更してください。	

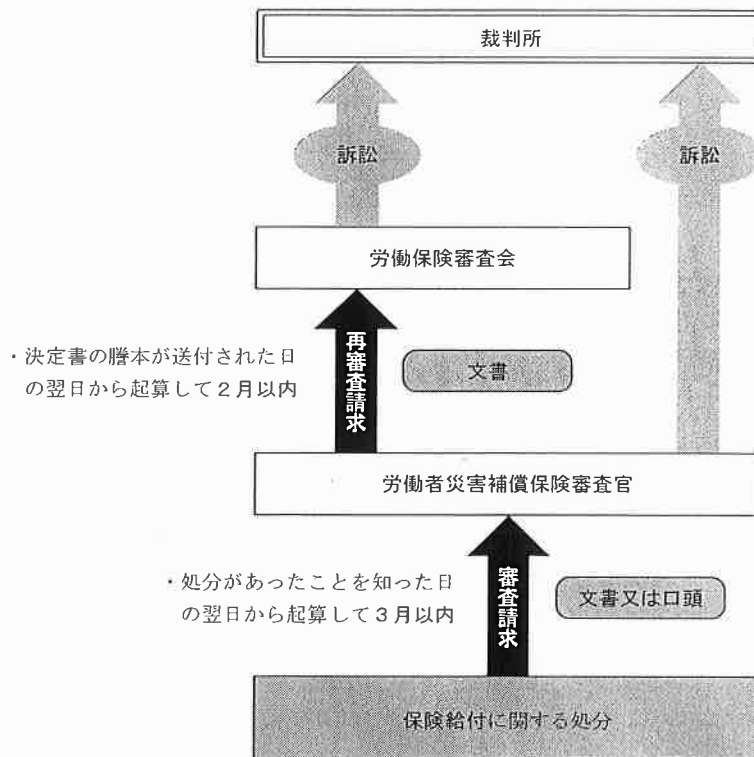
【 基本テキスト 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
徴収	114	本文 3～4行目	不服申立てには「異議申立て」と 「審査請求」がある。	削除してください。
		1 全部	削除してください。	
		2 (1) 本文 3 行目	① 上記 1 の異議申立てに対する 決定	① <u>概算保険料額の認定決定及び 確定保険料額の認定決定</u>
	115	(2)全部	徴収 別紙あ に変更してください。	
		3 全部	削除してください。	
	116	図表 6-1	徴収 別紙い に変更してください。	

【 基本テキスト 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
健保	217	2 本文	被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する処分、又は保険料等の賦課等の処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければこれを提起することができない。	被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければこれを提起することができない。
	218	2 (1) 1 ～ 8 行目	健保 別紙あ に変更してください。	
		2 (2)	健保 別紙い に変更してください。	
	219	図表 6-2	健保 別紙う に変更してください。	

☆ 国民年金法以降の基本テキストにおいては、行政不服審査法の改正内容が反映されています。

☆ この改正に伴う基本テキスト以外の教材に関する変更案内は、「合格への招待VOL.2」にて行います。

労災 別紙あ (P. 142)



労災 別紙い (P. 143・144)

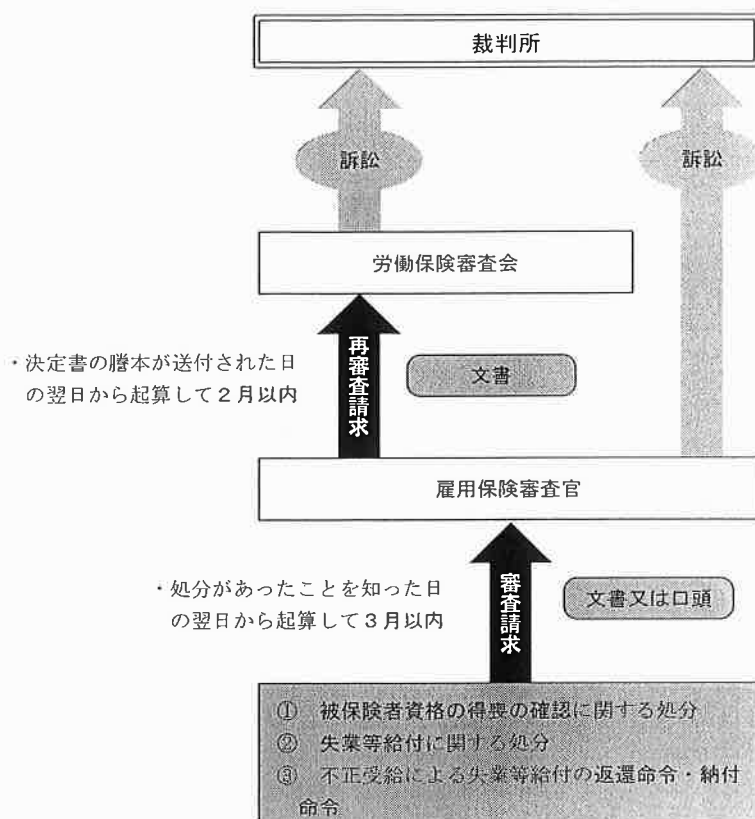
3 保険給付に関する決定以外の処分に対する不服申立て

保険給付に関する決定以外の処分（例えば、費用徴収に関する処分、特別加入の不承認に関する処分等）に不服のある者は、行政不服審査法により、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

Advice

保険給付に関する決定以外の処分については、審査請求をせず、直ちに処分の取消しの訴えを提起することもできる。

雇用 別紙あ (P. 155)



徴収 別紙あ (P.115)

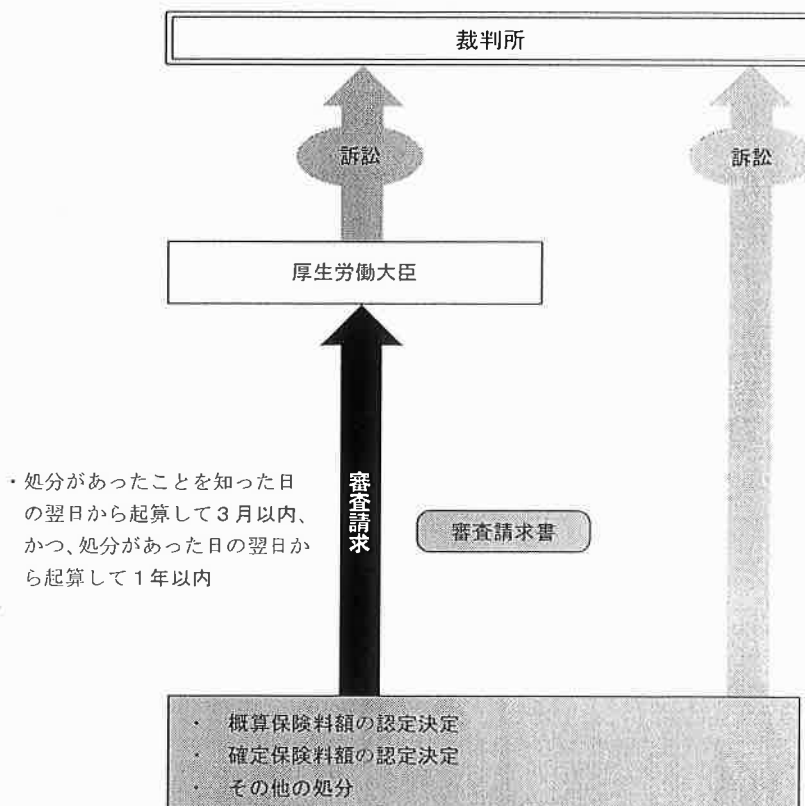
(2) 手続

処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。

また、処分についての審査請求は、原則として、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

なお、前記(1)についての審査請求は、審査請求書を提出してしなければならない。

徴収 別紙い (P.116)



健保 別紙あ (P. 218)

- (1) 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をすることができる。この場合、審査請求は、原則としてその処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。

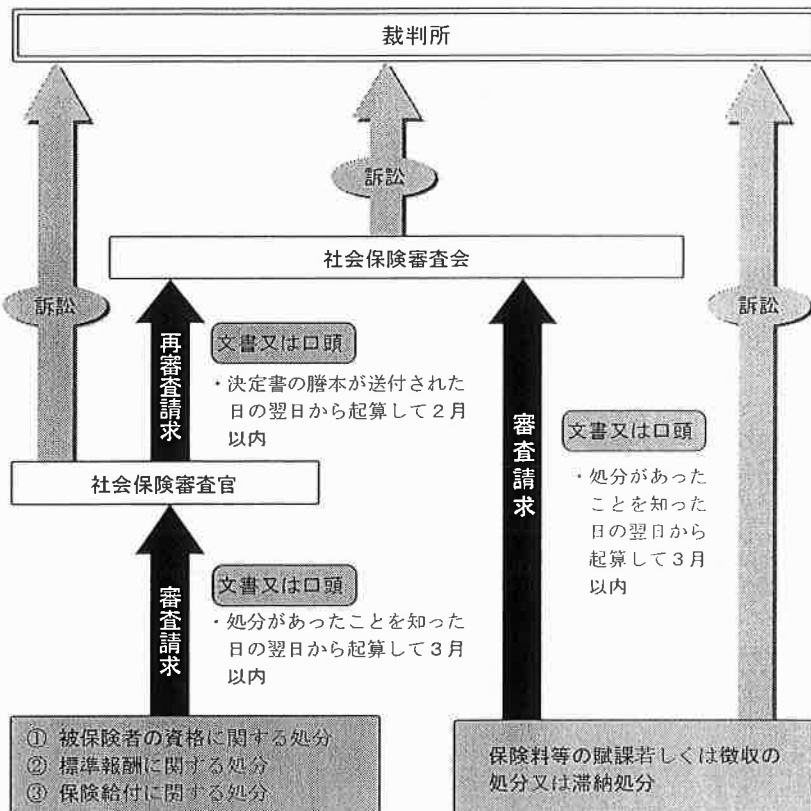
さらに、社会保険審査官の決定に不服があるときは、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。この場合、再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月を経過したときは、することができない。

なお、審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

健保 別紙い (P. 218)

- (2) 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は滞納処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。この場合、審査請求は、原則としてその処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。

健保 別紙う (P. 219)



平成 27 年 12 月吉日

速修本科生受講生各位

実力テスト提出のご案内

TAC 社労士講座

このたびは、TAC 社会保険労務士講座をご受講頂き、誠にありがとうございます。

さて、今回は、実力テスト提出のご案内を差し上げます。

労働関係科目／社会保険関係科目の 1～2 科目終了後に、問題演習を行うことにより、該当科目終了後にその時点での実力を把握することは、平成 28 年の本試験に合格するために、非常に有益です。

以下のスケジュールに従って、実力テストを提出されることをお勧め致します。

回 数	問題演習の時期
実力テスト 第 1 回	労基・安衛⑤終了後
実力テスト 第 2 回	労災④終了後
実力テスト 第 3 回	徴収②終了後
実力テスト 第 4 回	健保④終了後
実力テスト 第 5 回	国年⑤終了後
実力テスト 第 6 回	厚年⑤終了後
実力テスト 第 7 回	一般常識④終了後

※実力テストの解説講義は、音声DLフォローにて視聴することができます。

※実力テストを提出された方は、WEB SCHOOL にて個人別成績表を閲覧することができます。

【詳細につきましては、受講ガイドにてご確認ください】

以 上

2016年目標 社労士講座・速修本科受講生の皆様へ

労働関係科目 進行表

各クラスとも、以下のような予定で講義を進めます。

日々の予習・復習はもちろんのこと、欠席された場合や振替受講などフォロー制度を利用される際には、この進行表で確認していただき、次の講義に臨んで下さい。

※ 基本テキストの冒頭に掲載されている進行表は、「入門総合本科生・総合本科生」のものになります。
速修本科生とは進度が異なりますので、予めご注意ください。

労基法・安衛法

講義内容	基本テキストの進度
労基・安衛 ①	労基法 P.2 ～ P.30 まで
労基・安衛 ②	労基法 P.31 ～ P.60 まで
労基・安衛 ③	労基法 P.62 ～ P.87 まで
労基・安衛 ④	労基法 P.88 ～ P.124 まで
労基・安衛 ⑤	労基法 P.126 ～ 最後 まで
労基・安衛 ⑥	安衛法 P.2 ～ P.54 まで
労基・安衛 ⑦	安衛法 P.56 ～ 最後 まで

労災保険法・雇用保険法・徴収法

講義内容	基本テキストの進度
労災 ①	P2 ～ P38 まで
労災 ②	P40 ～ P66 まで
労災 ③	P67 ～ P106 まで
労災 ④	P107 ～ 最後まで
雇用 ①	P2 ～ P34 まで
雇用 ②	P35 ～ P71 まで
雇用 ③	P72 ～ P110 まで
雇用 ④	P112 ～ 最後まで
徴収 ①	P2 ～ P57 4 の前まで
徴収 ②	P57 4 ～ 最後まで

～社会保険関係科目および一般常識の進行予定について～

社会保険関係科目および一般常識につきましては、現在テキスト作成中のため、確定次第お知らせいたします。